

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 3 0 3）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	職業訓練センター利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第 5 号）
根 拠 条 項	第 7 条
根 拠 条 文	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町職業訓練センター条例第 7 条各号のいずれかに該当する者に対して利用の制限を行う。
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 3 0 4）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	職業訓練センター利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第 5 号）
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項
根 拠 条 文	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。 (1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。 (2) 利用の目的以外に利用したとき。 (3) 第6条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町職業訓練センター条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する者に対して利用許可の取消し等を行う。
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 3 0 5）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	水産商工業団体等振興補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則（平成元年厚岸町規則第 8 号）
根 拠 条 項	第12条
根 拠 条 文	町長は補助金の交付決定を受けた事業者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。 (1) この規則に違反したとき。 (2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 (3) 補助金を他へ流用したとき。 (4) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。 (5) その他不正の行為があったとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則第12条各号のいずれかに該当する者に対して交付決定の取消し等を行う。
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号 3 0 6）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和 6 年 1 2 月 3 日作成

処 分 名	小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助の推薦の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例（平成14年厚岸町条例第11号）
根 拠 条 項	第17条
根 拠 条 文	町長は、第4条及び第11条の規定による申請に不正があったときは、第3条第3号の推薦を取り消し、利子補給等を打ち切り、既に交付した利子補給金等の返還を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	下記、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例施行規則に規定する推薦の申請及び利子補給等の申請に不正があったときは、推薦の取消し等を行う。 （推薦の申請） 第3条 条例第4条に規定する推薦の申請は、別記様式第2号に次に掲げる書類を添えて、厚岸町商工会を經由し町長に提出しなければならない。 (1) 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金の貸付推薦に係る意見書(別記様式第3号) (2) 最近2年の各決算期における財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (3) 資金の貸付を受けようとする機械等の見積書及びカタログ等 (4) その他町長が必要と認める書類 （完了の届出並びに利子補給及び保証料補助の申請） 第5条 小規模商工業者は、機械等の取得又は改良が完了した月の翌月までに別記様式第5号に次の各号に定める関係書類を添えて町長に完了の届出をし、条例第11条の規定により融資機関を通じて利子補給等を申請するものとする。 (1) 機械等の代金を支払った領収書の写し (2) 機械等を取得又は改良した状況写真 (3) 償還期毎の利子支払内訳を明らかにする書類 (4) その他町長が必要と認める書類
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 3 0 7）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第 4 号）
根 拠 条 項	第 9 条
根 拠 条 文	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、味覚ターミナルの利用を許可せず、又は利用させない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 味覚ターミナルの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 （3） 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例第 9 条各号いずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。
所 管 部 署	観光商工課観光係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 3 0 8）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第 4 号）
根 拠 条 項	第10条第 1 項
根 拠 条 文	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。 （1） 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。 （2） 利用の目的以外に利用したとき。 （3） 第 8 条第 3 項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。 （4） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （5） 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例第10条第 1 項各号いずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。
所 管 部 署	観光商工課観光係
備 考	